

埼玉県告示第千五百十五号

告示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、児玉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

理事

埼玉県本庄市児玉町下真下六百九十九番地二十二

東富田二百九十一番地一

児玉町蛭川百二十二番地

百五十三番地

三百七十五番地一

児玉町上真下四百四十二番地

児玉町下真下百六十番地

児玉町吉田林四百五十八番地

児玉町入浅見九百十五番地三

児玉町下浅見六百八十九番地一

二百八十五番地一

児玉町高関七十番地一

四方田百七十九番地

児玉郡上里町大字嘉美二百八十七番地三
本庄市児玉町蛭川九十七番地一

児玉町上真下三百七十一番地

児玉町蛭川百十番地一

児玉町上真下三百三十四番地五

監事

齊林高毛荻小植井澤久山中関新新坂久保荒鈴

藤橋呂野林竹田本保本島根井爪井木

秀正康

宏立保隆

邦伸

富

包

明

勇信弘男浩進文明治信博清雄幸夫裕房信正

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同